

調 書 (決定)	
事件の表示	平成●●年(〇〇)第●●号 平成●●年(〇〇)第●●号
決 定 日	平成25年2月26日
裁 判 所	最高裁判所第三小法廷
裁判長裁判官	田原睦夫
裁判官	岡部喜代子
裁判官	大谷剛彦
裁判官	寺田逸郎
裁判官	大橋正春
当 事 者 等	上告人兼申立人 Y 被上告人兼相手方 国
原判決の表示	東京高等裁判所平成●●年(〇〇)第●●号(平成24年8月22日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。</p> <p>平成25年2月26日</p> <p>最高裁判所第三小法廷</p> <p>裁判所書記官</p>	

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。